

農産物検査制度の概要

平成 20 年 2 月 5 日
農林水産省総合食料局

1 農産物検査の目的

農産物の検査は、

- ① 種類、品質等のまちまちな農産物について、通常取引される商品としての客観的要件に従って分類し、商品としての規格化（あるいは標準化）を行うこと
- ② これにより、現物の確認を要しない規格取引を可能として、公正かつ円滑な取引が図られること
- ③ また、生産者にとっては、規格を定めることにより、農産物の商品としての生産目標であり、品質改善の指標となること
- ④ 流通段階においては、円滑な流通が図られ、流通における費用の節減や安定した取引が行われることにより、消費の合理化に寄与することを目的としている。

○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

（農産物検査規格）

第11条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第33条第1項において「農産物検査規格」という。）を定める。

○ 農産物の種類

米穀（もみ、玄米及び精米）、麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（全10品目）

○ 検査規格

・国内産、外国産の別に設定

・品位等検査：種類、銘柄（産地品種銘柄等）、品位（等級）、量目、荷造り、包装

（品位：水分含有率、異物、被害粒、異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、整粒歩合、発芽率、容積重等）

・成分検査：たんぱく質（米、小麦）、アミロース（米及びでん粉（小麦）

2 農産物検査の体制

(1) 民間による農産物検査への移行

平成11年4月の「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（閣議決定）に基づき、13年度から5年間で、実施主体を国による農産物検査から民間の登録検査機関による農産物検査に移行することとされた。

18年度からは、全て民間による農産物検査が行われている。

(2) 農産物検査精度の維持・向上

民間による米の農産物検査について、米穀販売業者は、17年産及び18年産米の検査では、総体的に概ね妥当（適正）と評価している。

○ 民間の登録検査機関の推移

年度	13	14	15	16	17	18
登録検査機関（機関）	297	561	790	968	1,387	1,390
農産物検査員（人）	1,211	3,479	6,518	9,597	12,077	12,884
民間検査比率（%）	10.6	35.0	73.7	96.3	99.9	100.0

（注） 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 系統別登録検査機関登録状況（平成19年3月末日現在）

	JA系	全集連系	卸・小売	第三者機関	その他	計
機関数	582	44	366	35	363	1,390
割合（%）	42	3	26	3	26	100
検査員数	9,478	1,447	730	320	909	12,884
割合（%）	74	11	6	2	7	100

（注） 1 一検査機関が複数都道府県において登録した場合は、別機関とした。

2 JA主体の複数系統合同機関、JA系流通業者等は、JA系とした。

○ 農産物検査員の資格要件

- ・ 農産物検査に1年以上従事した経験を有する者
- ・ 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者

○ 全国米穀販売事業共済協同組合組合員アンケート調査

	17年産		18年産	
総体的に見て妥当(適正)	13%	} 92%	30%	} 98%
概ね妥当(適正)であるが、一部妥当でない(甘い)	79%		68%	
総体的に見て妥当でない(甘い)	6%		1%	
どちらともいえない	2%		1%	

（注）（ ）は、17年産アンケートの設問

3 農産物検査の実施状況

(1) 農産物検査の状況

米麦及び大豆について、生産量の過半が農産物検査を受検して流通している。

(2) 国による各種施策等の対象要件

農産物検査は、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を始めとして、政府米の買入、民間流通麦の取引条件、生産調整関係の各種交付金、助成金の対象農産物の要件等として活用されている。

○ 主な農産物の検査状況（平成18年産）

（単位：千トン）

	米	麦	大豆	小豆	そば
生産量	8,556	1,012	229	64	33
検査数量	5,086	1,049	175	21	5
受検率	59%	104%	76%	33%	14%

- （注） 1 麦の生産量及び検査数量は、小麦、大麦及びはだか麦の合計である。
 2 その他検査数量（いんげん、でん粉）は約50千トンある。
 3 麦の検査数量には、規格外（89千トン）の低品位に格付けされたものを含むため、受検率が100%を超えることがある。
 4 そばの検査数量は18年度（平成19年3月末日現在）の検査数量である。

○ 農産物検査を要件としている農業施策

米	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が買入れる物品の条件 ・品目横断的経営安定対策に係る交付金（収入減少影響緩和交付金）対象要件 ・米の集荷円滑化対策の対象要件 ・生産調整に係る米の数量調整の対象要件（消費純増策、加工用米、需要開発米） ・コメ価格形成センターにおける売買取引対象要件
穀類	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS法に基づく玄米及び精米の表示の根拠（産地、品種、産年） ・特定名称の清酒（吟醸酒、純米酒、本醸造酒）の原料の定義
麦	<ul style="list-style-type: none"> ・品目横断的経営安定対策に係る交付金（生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金）対象要件 ・国内産麦民間流通に係る取引条件、契約生産奨励金対象要件、国内麦流通円滑化特別対策事業対象要件、品質向上支援対策対象要件 ・特定対象農産物の生産支援事業の助成対象者の要件
大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・品目横断的経営安定対策に係る交付金（生産条件不利補正交付金、収入減少影響緩和交付金）対象要件 ・特定対象農産物の生産支援事業の助成対象者の要件
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に係る国内産いもでん粉交付金の交付の要件 ・穀物商品取引における小豆の取引条件

○ 玄米及び精米品質表示基準(関係部分抜粋)

原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。)を受けた原料玄米にあっては、産地、品種、産年及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。)を表示する。

農産物検査

農産物検査員が目視で判定の上、登録検査機関が証明

- ・品位規格：整粒割合等物理的性状により、1等、2等、3等の等級を格付け
- ・産地品種銘柄：農産物規格規程(平成13年農林水産省告示244号)
 - ・産地(道府県)
 - ・品種
- ・年 産：生産年

- ・産地
- ・品種
- ・産年
- ・使用割合

未検査米

JAS法に基づく
玄米及び精米品質表示基準

(平成12年3月31日 農林水産省告示第515号)

産地・品種・産年及び使用割合を表示する場合は農産物検査証明を根拠

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	〇〇県	コシヒカリ	19年産	100%
内容量	10kg			
精米年月日	〇年〇月〇日			
販売者	〇〇米穀 株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇 TEL〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			100%
内容量	10kg			
精米年月日	〇年〇月〇日			
販売者	〇〇米穀 株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇 TEL〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇			

4 農産物検査の適正な運営

登録検査機関は、公正・中立であるとともに、正当な理由がある場合を除き受検拒否など差別的な行為を行ってはならないことから、その適正な業務運営が求められている。

このため、国は登録検査機関に対する監査・巡回点検の実施や、疑義情報等による調査により、不適正な行為を確認した場合には、必要な措置を講じている。

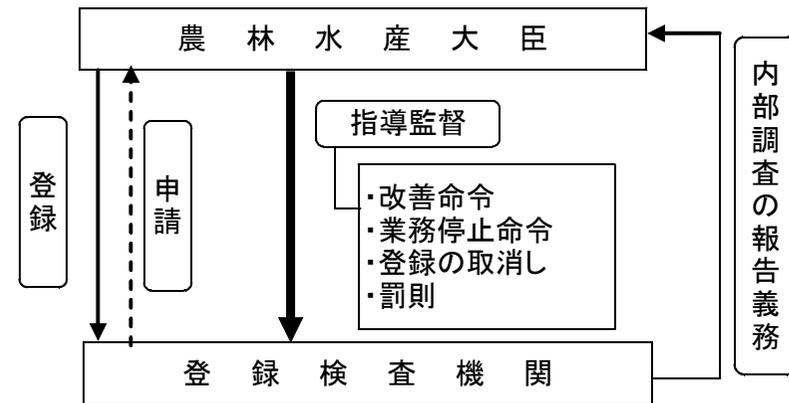
○ 農産物検査関係の行政処分、刑事告発等

	13年度 以 前	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
行政処分 (改善命令等)	—	1	—	2	—	—	3
行政指導 (公表分)	—	1	30 (8)	12 (3)	8	6	57 (11)
刑事告発	5	—	2	1	1	—	9

(注) 1 ()は国の検査によるものであり、内数である。

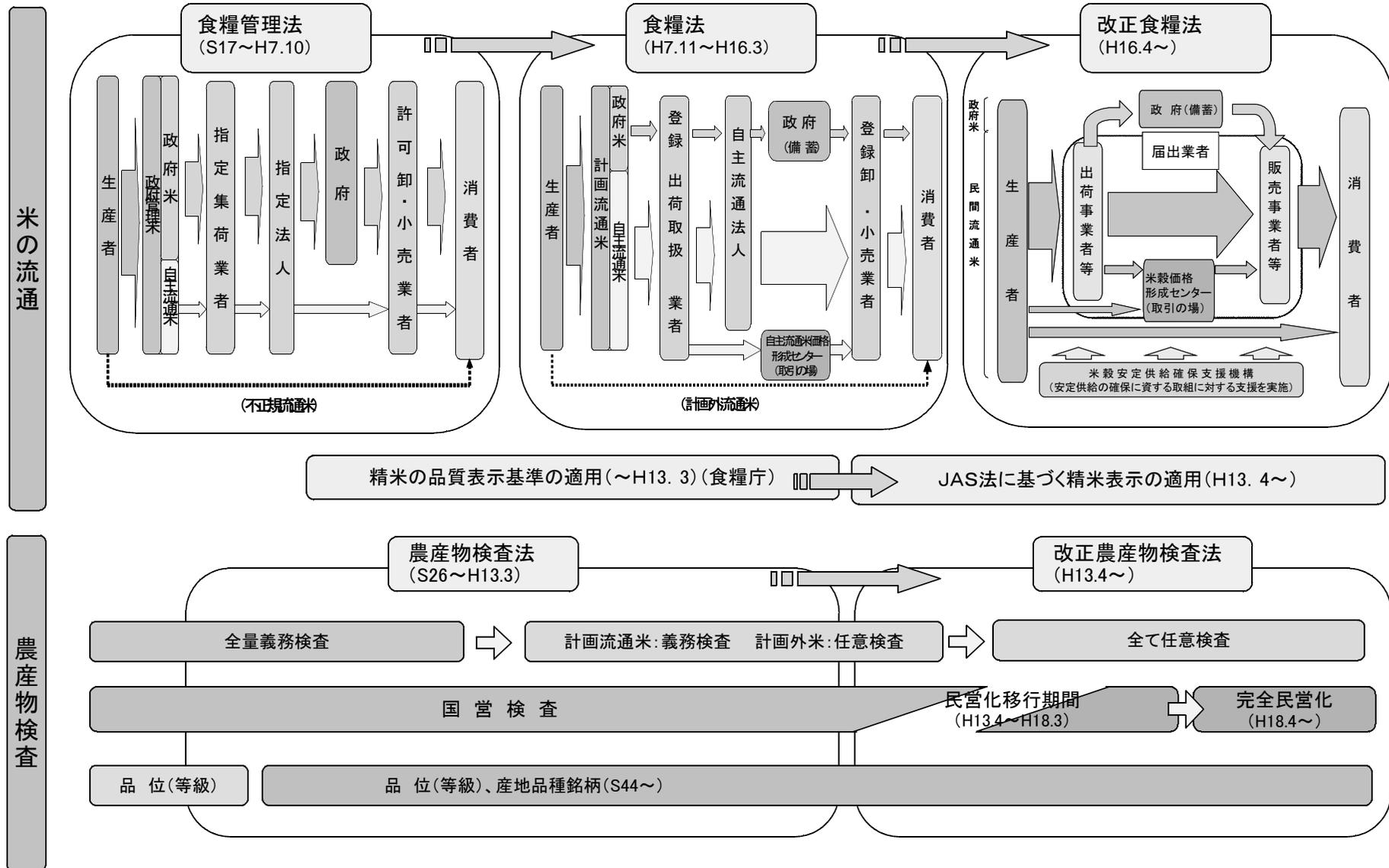
2 刑事告発は、有印公(私)文書偽造、不正競争防止法、農産物検査法違反によるものである。

○ 農産物検査法における指導・監督措置



(参考1)

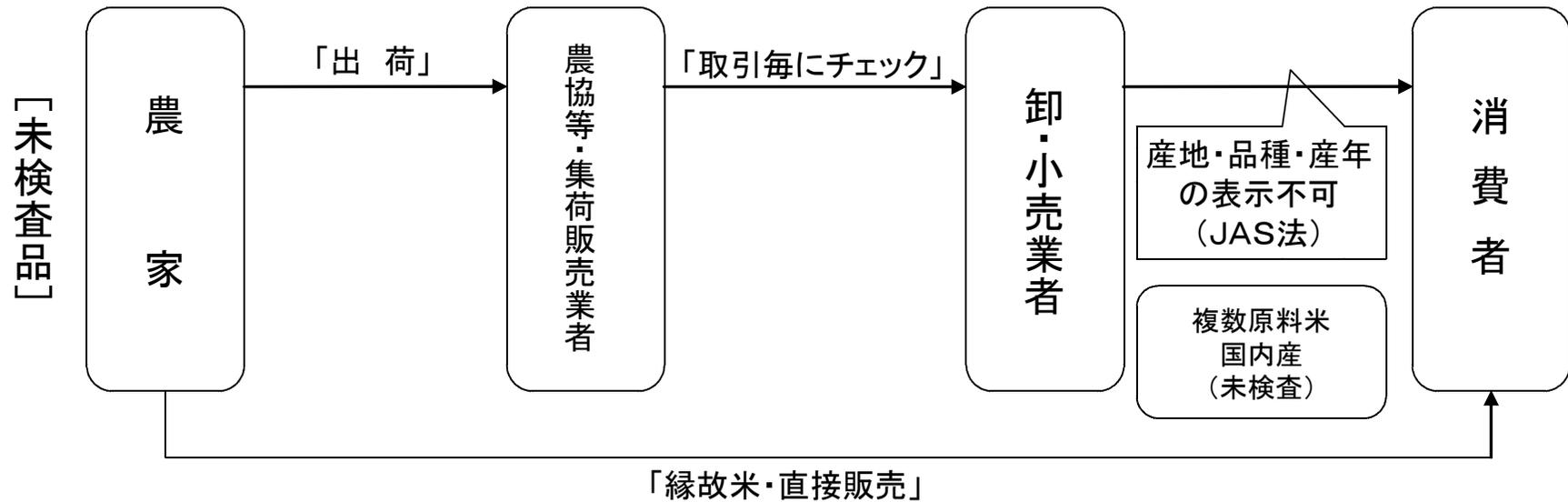
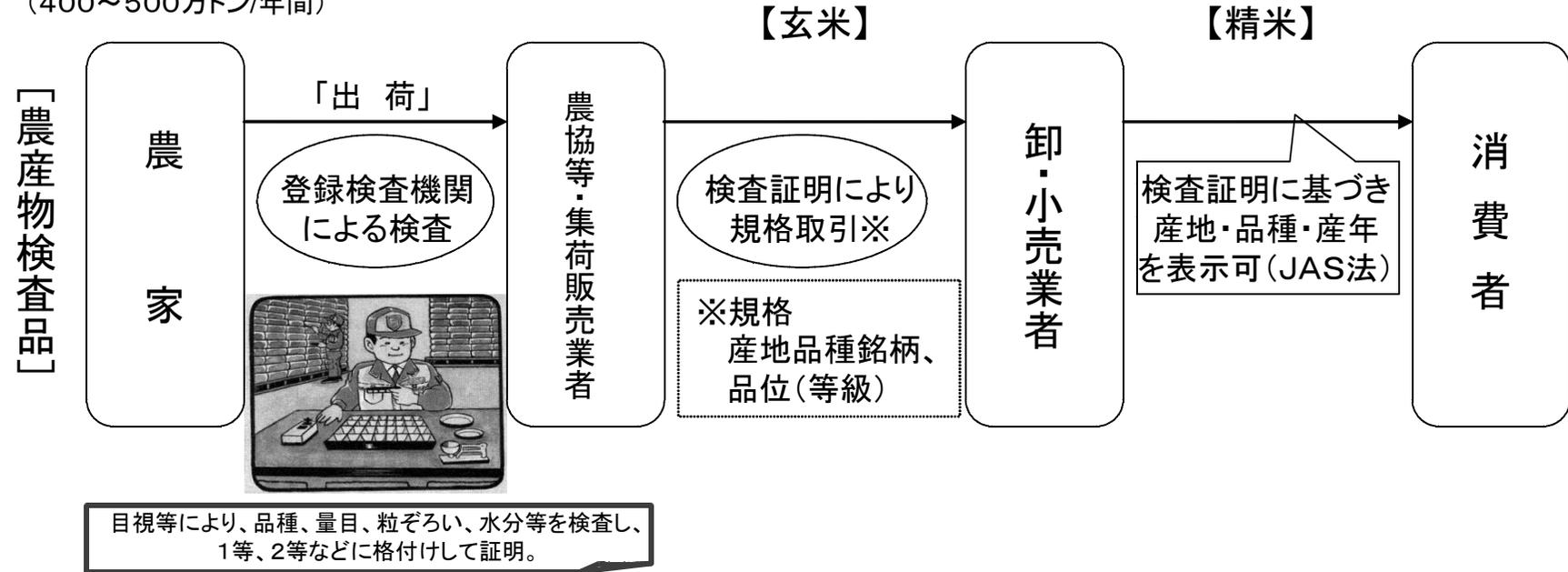
米の流通制度と農産物検査制度の変遷



(参考2)

○ 農産物検査の概要（米の場合）

(400～500万トン/年間)



(参考3)

主な国内産農産物検査規格

(水稲うるち玄米)

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び 麦を除いたもの (%)	
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

(普通小麦)

項目 等級	最低限度			最高限度					
	容積重 (グラム)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計 (%)	異種穀粒 (%)	異物		
							麦角粒 (%)	なまぐさ黒穂 病粒率(%)	麦角粒及びなまぐさ黒穂 病粒を除いたもの(%)
1等	780	75	1等標準品	12.5	5.0	0.5	0.0	0.1	0.4
2等	730	60	2等標準品	12.5	15.0	1.0	0.0	0.1	0.6